

ダム情報
利根川上流8ダムの貯水状況
平成26年3月11日現在
23,438万m³
貯水率 **50.8%**
(平年貯水率 52.4%)
※ホームページからも確認できます。

県水だより



●千葉県水道局ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/index.html>

発行:千葉県水道局管理部総務企画課
〒262-8512
千葉市花見川区幕張町5-417-24
TEL 043(211)8365
FAX 043(274)9801
給水人口/2,942,781人
(平成25年3月末現在)
年間給水量/318,224,315m³
(平成24年度)

消費税の引き上げに伴い、 4月1日から水道料金が変わります

千葉県水道局では、これからも皆さまに安心してご使用していただける水を安定して供給するため、一層の経営努力をしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

■新料金表

□ 径	基本料金(1か月につき)		従量料金(1m ³ につき)		(税込み)
	新料金 (消費税率8%)	現行料金 (消費税率5%)	使用水量	新料金 (消費税率8%)	
13mm	410.40円	399.00円	1 ~10m ³	61.56円	59.85円
20	961.20	934.50	11 ~20	162.00	157.50
25	1,717.20	1,669.50	21 ~40	263.52	256.20
40	6,858.00	6,667.50	41~100	352.08	342.30

・口径50mm以上、使用水量101m³以上は「千葉県水道局ホームページ」または「使用水量のお知らせ」(検針票)の裏面をご覧ください。

■新料金(1か月分)の計算例

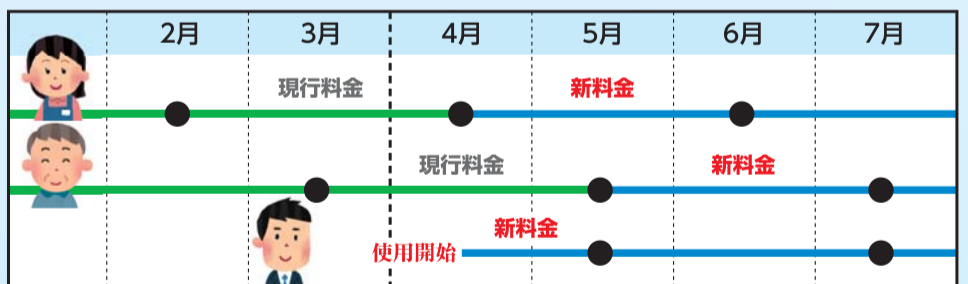
□ 径	使用水量	新料金 (消費税率8%)	現行料金 (消費税率5%)	増加額	□ 径	使用水量	新料金 (消費税率8%)	現行料金 (消費税率5%)	増加額
13mm	10m ³	1,020円	990円	30円	20mm	10m ³	1,570円	1,530円	40円
	20	2,640	2,570	70		20	3,190	3,100	90
	30	5,280	5,130	150		30	5,830	5,670	160

・使用水量の検針、料金のご請求は、2か月に1回です。(通常の場合) ・検針は地域によって偶数月または奇数月に行います。 ・料金のご請求は2か月分を合算して行います。
・料金計算は月ごとに行い、10円未満の端数は切り捨てます。(2か月分の使用水量を分けて計算します。) ・計算方法については、「千葉県水道局ホームページ」または「使用水量のお知らせ」(検針票)の裏面をご覧ください。

料金改定前から引き続き使用されているお客様の4月または5月検針分の 水道料金は現行料金になります

- **料金改定前(3月31日以前)**から引き続き使用されている場合4月または5月検針分の水道料金は、**現行料金**になります。次の6月または7月検針分から**新料金**になります。
- **料金改定後(4月1日以後)**に使用開始された場合**新料金**になります。

使用期間による新旧料金の例(●は検針日です。)



生活保護世帯等への免除は引き続き行います

千葉県水道局では、生活保護世帯等及び社会福祉施設の水道料金の一部免除を行っておりますが、これらについては平成26年4月1日以降も引き続き行います。
なお、これらの免除は、お受けになるお客様からの申請により行いますので、詳しくは県水お客様センターへお問い合わせください。

すでに免除を受けているお客様は、今回改めて手続をする必要はありません。

◆お問い合わせ先: 県水お客様センター TEL 0570-001245
(ナビダイヤルをご利用できない場合 043-310-0321)
※このページに関する詳細は、千葉県水道局ホームページにも掲載されていますので、ご参照ください。

千葉県水道局

検索

給水申込納付金と開発負担金の消費税率も変わります

4月1日以降に申請するものについて、消費税率8%になります。

給水申込納付金

- ◆水道を新しく引く場合、利用する給水管(水道メーター)の口径に応じて納めていただくものです。
- ◆口径を大きくする場合、申請口径と現在使用口径との差額を納めていただくものです。

開発負担金

- ◆建築物負担金は、計画一日最大使用水量が5m³以上のお客様に納めていただくものです。
- ◆宅地負担金は、1,000m³以上の宅地の造成をするお客様に納めていただくものです。